

( 林・林政 )

様式第7号の1 (事業主体用)

農業用水関連特定森林整備事業

19緑第3198号

(住 所)

(事業主体名) 福岡市

(代表者氏名)

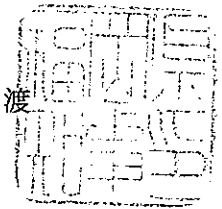
平成20年3月19日福農第737-1号で申請のあった平成19年度流域育成林整備事業(単植・間伐)の補助金については、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。)第4条及び福岡県造林事業補助金交付規程(昭和54年11月福岡県告示第1676号。以下「規程」という。)第1条の規定に基づき、下記により金6,249,040円に決定し、規則第14条の規定に基づき、補助金の額を同額に確定します。

平成 20年3月31日

福岡県知事

麻生

渡



記

- 1 補助金の額は、当該造林補助事業(以下「補助事業」という。)に要した経費について査定した経費に40パーセントを乗じて得た額とする。
- 2 補助金交付申請及び受領に関する書類を補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- 3 補助事業の施行地について補助金交付の目的が達成できるように必要な手入れを行うこと。
- 4 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)又は補助事業の施行地上の立木竹の全面伐採除去(以下「転用等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨届け出るとともに、当該転用等に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 5 消費税の申告により、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙によりその金額の総額等を速やかに知事に報告するとともに当該金額を返還すること。
- 6 以上のほか、規則、規程及び福岡県造林事業実施要領(昭和48年10月12日48緑第790号)の定めるところに従うこと。

森林環境

様式第7号の1 (事業主体用)

森林環境保全整備事業

19緑第1274号-3

(住所)

(事業主体名) 福岡市

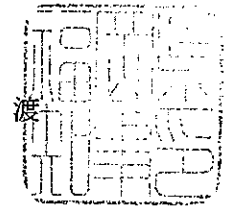
(代表者氏名)

平成20年3月19日農水第737-2号で申請のあった平成19年度流域育成林整備事業(単植・間伐)の補助金については、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。)第4条及び福岡県造林事業補助金交付規程(昭和54年11月福岡県告示第1676号。以下「規程」という。)第1条の規定に基づき、下記により金2,096,360円に決定し、規則第14条の規定に基づき、補助金の額を同額に確定します。

平成 20年3月31日

福岡県知事

麻生



記

- 1 補助金の額は、当該造林補助事業(以下「補助事業」という。)に要した経費について査定した経費に40パーセントを乗じて得た額とする。
- 2 補助金交付申請及び受領に関する書類を補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- 3 補助事業の施行地について補助金交付の目的が達成できるように必要な手入れを行うこと。
- 4 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)又は補助事業の施行地上の立木竹の全面伐採除去(以下「転用等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨届け出るとともに、当該転用等に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 5 消費税の申告により、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙によりその金額の総額等を速やかに知事に報告するとともに当該金額を返還すること。
- 6 以上のほか、規則、規程及び福岡県造林事業実施要領(昭和48年10月12日48緑第790号)の定めるところに従うこと。

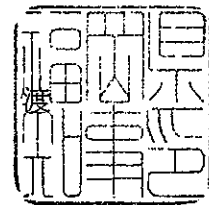
(住 所)  
(事業主体名)  
(代表者氏名)

福岡市

平成21年3月19日農林第1692-1号で申請のあった平成20年度流域育成林整備事業(単植・間伐)の補助金については、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。)第4条及び福岡県造林事業補助金交付規程(昭和54年11月福岡県告示第1676号。以下「規程」という。)第1条の規定に基づき、下記により金6,060,480円に決定し、規則第14条の規定に基づき、補助金の額を同額に確定します。

平成21年3月31日

福岡県知事 麻生



記

- 1 補助金の額は、当該造林補助事業(以下「補助事業」という。)に要した経費について査定した経費に40パーセントを乗じて得た額とする。
- 2 補助金交付申請及び受領に関する書類を補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- 3 補助事業の施行地について補助金交付の目的が達成できるように必要な手入れを行うこと。
- 4 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)又は補助事業の施行地上の立木竹の全面伐採除去(以下「転用等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨届け出るとともに、当該転用等に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 5 消費税の申告により、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙によりその金額の総額等を速やかに知事に報告するとともに当該金額を返還すること。
- 6 以上のほか、規則、規程及び福岡県造林事業実施要領(昭和48年10月12日48緑第790号)の定めるところに従うこと。

様式第7号の1 (事業主体用)

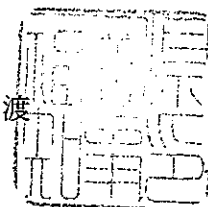
農業用水関連特定森林整備事業  
21林振第3720号

(住 所) 福岡市  
(事業主体名)  
(代表者氏名)

平成22年2月26日農林第1078-1号で申請のあった平成21年度流域育成林整備事業(単植・間伐)の補助金については、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。)第4条及び福岡県造林事業補助金交付規程(昭和54年11月福岡県告示第1676号。以下「規程」という。)第1条の規定に基づき、下記により金4,172,280円に決定し、規則第14条の規定に基づき、補助金の額を同額に確定します。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻生 渡



記

- 1 補助金の額は、当該造林補助事業(以下「補助事業」という。)に要した経費について査定した経費に40パーセントを乗じて得た額とする。
- 2 補助金交付申請及び受領に関する書類を補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- 3 補助事業の施行地について補助金交付の目的が達成できるように必要な手入れを行うこと。
- 4 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)又は補助事業の施行地上の立木竹の全面伐採除去(以下「転用等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨届け出るとともに、当該転用等に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 5 消費税の申告により、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙によりその金額の総額等を速やかに知事に報告するとともに当該金額を返還すること。
- 6 以上のほか、規則、規程及び福岡県造林事業実施要領(昭和48年10月12日48緑第790号)の定めるところに従うこと。



22林振第341号

福 岡 市

平成21年12月11日21林振第2753号で交付決定した平成21年度福岡県森林整備加速化・林業再生事業費補助金については、平成22年4月12日農林第53号をもって提出された平成21年度森林整備加速化・林業再生事業補助金実績報告書で報告があったとおり、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）第14条及び福岡県森林整備加速化・林業再生事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、金22,892,000円に確定します。

平成22年4月30日

福岡県知事 麻 生

